

久喜市議会
平成29年9月定例会議案

議 案 目 録

議案第50号	平成28年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定 について	1
議案第51号	平成28年度久喜市国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定について	2
議案第52号	平成28年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出 決算認定について	3
議案第53号	平成28年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算認定について	4
議案第54号	平成28年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について	5
議案第55号	平成28年度久喜市農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算認定について	6
議案第56号	平成28年度久喜市土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算認定について	7
議案第57号	平成28年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出 決算認定について	8
議案第58号	平成28年度久喜市水道事業会計未処分利益剰 余金の処分について	9
議案第59号	平成28年度久喜市水道事業会計決算認定につ いて	11
議案第60号	平成29年度久喜市一般会計補正予算（第2号） について	12
議案第61号	平成29年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第1号）について	13
議案第62号	平成29年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第1号）について	14
議案第63号	平成29年度久喜市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第1号）について	15
議案第64号	平成29年度久喜市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第1号）について	16
議案第65号	平成29年度久喜市土地区画整理事業特別会計 補正予算（第1号）について	17
議案第66号	平成29年度久喜市水道事業会計補正予算（第	

	1号) について	18
議案第67号	平成29年度久喜市下水道事業会計補正予算 (第1号) について	19
議案第68号	久喜市個人情報保護条例及び久喜市個人番号の 利用に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第69号	財産の取得について	21
議案第70号	財産の取得について	23
議案第71号	路線の廃止について	25
報告第9号	継続費精算報告について	26
報告第10号	継続費精算報告について	28
報告第11号	平成28年度決算に係る財政健全化に関する比 率の報告について	30
報告第12号	専決処分の報告について	40
報告第13号	賃貸借契約の締結の報告について	42

議案第50号

平成28年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 5 1 号

平成 2 8 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 2 9 年 9 月 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第52号

平成28年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第53号

平成28年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第54号

平成28年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第55号

平成28年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第56号

平成28年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第57号

平成28年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第58号

平成28年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

平成28年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金			
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
平成27年度末残高	1,218,453,110	727,632,711	0	1,946,085,821
平成28年度変動額	△ 298,031,383	0	1,089,390,143	791,358,760
減債積立金取崩額	△ 298,031,383	0	298,031,383	0
当年度純利益	0	0	791,358,760	791,358,760
平成28年度末残高	920,421,727	727,632,711	1,089,390,143	2,737,444,581
処分額	94,324,341	282,973,023	△ 1,089,390,143	△ 712,092,779
処分後残高	1,014,746,068	1,010,605,734	0	2,025,351,802

議案第59号

平成28年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成28年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第60号

平成29年度久喜市一般会計補正予算（第2号）について

平成29年度久喜市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 6 1 号

平成 2 9 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

平成29年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 9 月 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 6 2 号

平成 2 9 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

平成29年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 9 月 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第63号

平成29年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

平成29年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第64号

平成29年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

平成29年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 65 号

平成 29 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

平成 29 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 66 号

平成 29 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

平成29年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 67 号

平成 29 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

平成 29 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第68号

久喜市個人情報保護条例及び久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例

(久喜市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)の一部を次のよう
に改正する。

第2条第11号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準
用する場合を含む。第24条第3項において同じ。)」を加える。

第21条第4項中「同法第28条」を「番号法第29条」に改める。

第24条第3項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に
規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「同
法」を「番号法」に改める。

(久喜市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部
を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改
正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第69号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

1	財産の種類	土地
2	所 在	久喜市菖蒲町台字向野2672番1外8筆（別紙のとおり）
3	面 積	7,734.17平方メートル
4	取得金額	81,222,667円

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園用地として、財産を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

取得財産一覧表

所在地	地目	地積
久喜市菖蒲町台字向野 2672 番 1	田	571.86 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2680 番	田	991.53 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2683 番	田	991.53 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2684 番 1	田	987.74 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2685 番 1	田	190.64 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2755 番	田	991.53 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2760 番 1	田	1,066.46 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2790 番 1	田	951.35 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2830 番	田	991.53 m ²
合計		7,734.17 m ²

議案第70号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

1	財産の種類	土地
2	所 在	久喜市菖蒲町台字向野2693番外5筆（別紙のとおり）
3	面 積	5,065.52平方メートル
4	取得金額	52,716,100円

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園用地として、財産を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

取得財産一覧表

所在地	地目	地積
久喜市菖蒲町台字向野 2693 番	田	991.53 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2694 番	田	991.53 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2695 番 1	田	491.88 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2701 番 1	田	607.52 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2702 番	田	991.53 m ²
久喜市菖蒲町台字向野 2703 番	田	991.53 m ²
合計		5,065.52 m ²

議案第 7 1 号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜1247号線	久喜市所久喜	久喜市所久喜	
久喜2583号線	久喜市上早見	久喜市上早見	

平成 2 9 年 9 月 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市道としての機能が失われるため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第9号

継続費精算報告について

平成28年度久喜市下水道事業特別会計予算の継続費に係る吉羽雨水ポンプ場更新事業が完了したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成28年度久喜市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2下水道 維持管理 費	1下水道維持 管理費	吉羽雨水ポンプ 場更新事業	27	148,348,000	60,000,000	77,700,000	0	10,648,000	140,508,000	60,000,000	70,300,000	0	10,208,000	7,840,000	0	7,400,000	0	440,000
			28	182,314,000	65,700,000	107,100,000	0	9,514,000	184,680,000	65,700,000	109,600,000	0	9,380,000	△ 2,366,000	0	△ 2,500,000	0	134,000
			計	330,662,000	125,700,000	184,800,000	0	20,162,000	325,188,000	125,700,000	179,900,000	0	19,588,000	5,474,000	0	4,900,000	0	574,000

報告第10号

継続費精算報告について

平成28年度久喜市水道事業の継続費に係る八甫浄水場中央監視設備及び配水ポンプ設備更新工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成28年度久喜市水道事業継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳		支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳		年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳				
					国庫補助金	企業債		損益勘定 留保資金	国庫補助金		企業債	損益勘定 留保資金	国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	八甫浄水場中央 監視設備及び配 水ポンプ設備更 新工事	27	円 494,554,000	円 0	円 0	円 494,554,000	円 494,554,000	円 0	円 0	円 494,554,000	円 0	円 0	円 0	
			28	192,326,000	0	0	192,326,000	153,446,000	0	0	153,446,000	38,880,000	0	0	38,880,000
			計	686,880,000	0	0	686,880,000	648,000,000	0	0	648,000,000	38,880,000	0	0	38,880,000

報告第 1 1 号

平成 2 8 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成 2 9 年 9 月 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

財政健全化に関する比率

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	－	(11.78)
連結実質赤字比率	－	(16.78)
実質公債費比率	7.8	(25.0)
将来負担比率	40.5	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「－」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位：%)

下水道事業特別会計	－	(20.0)
農業集落排水事業特別会計	－	(20.0)
土地区画整理事業特別会計	－	(20.0)
水道事業会計	－	(20.0)

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「－」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久 監 査 第 2 5 8 号

平成 2 9 年 8 月 8 日

久喜市長 田 中 暄 二 様

久喜市監査委員 矢 島 隆

久喜市監査委員 並 木 隆 一

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙

平成 28 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 28 年度	平成 27 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.78
② 連結実質赤字比率	—	—	16.78
③ 実質公債費比率	7.8	8.3	25.0
④ 将来負担比率	40.5	49.9	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 28 年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の 11.78%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成 28 年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の 16.78%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成 28 年度の実質公債費比率は 7.8%となっており、前年度より 0.5 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成 28 年度の将来負担比率は 40.5%となっており、前年度より 9.4 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。



久 監 査 第 2 5 9 号

平成 2 9 年 8 月 8 日

久喜市長 田 中 暄 二 様

久喜市監査委員 矢 島 隆

久喜市監査委員 並 木 隆 一

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙 1

平成 28 年度 下水道事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 28 年度	平成 27 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 2

平成 28 年度 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 28 年度	平成 27 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

平成 28 年度 土地区画整理事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 28 年度	平成 27 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 4

平成 28 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 28 年度	平成 27 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

報告第12号

専決処分の報告について

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 21,700 円
- 2 相手方 久喜市菖蒲町新堀1718番地6
今 村 真 一
- 3 事故の概要

平成29年5月31日午前10時00分頃、職員が菖蒲町新堀地内あやめ公園敷地内において乗用草刈機で除草作業をしていたところ、石が飛び跳ね、公園に隣接する住宅の窓ガラスを破損させた。

平成29年7月6日

久喜市長 田 中 暄 二

報告第13号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例(平成29年久喜市条例第20号)第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|---------------|--------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の名称 | 小中学校教職員用パソコン及びPC教室機器等賃貸借 |
| 2 | 契約の目的 | 老朽化した教職員用パソコン及びPC教室機器等を入れ替えることにより、教育環境の整備充実を図る。 |
| 3 | 契約の金額 | 204,314,400円
(月額3,405,240円) |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-261
リコーリース株式会社関東支社
支社長 稲 荷 恵 太 郎 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 平成29年8月2日 |
| 7 | 契約の期間 | 平成29年10月1日から平成34年9月30日まで |

平成29年9月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二